公表用資料

令和7年度決算
市 町 村 健 全 化
判断比率等の概要

令 和 8 年 11 月 27日

沖縄県企画部市町村課

【 目 次 】

１. 健全化判断比率 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １

２. 資金不足比率 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２

３. まとめ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２

４. 県内市町村の令和7年度決算に基づく
健全化判断比率【資料1】・・・・・・・・・・・・・・ ３

５. 実質公債費比率及び将来負担比率の
令和6年度との対比【資料2】 ・・・・・・・・・・ ４

６. 県内市町村等公営企業の令和7年度決算
に基づく資金不足比率【資料3】・・・・・・・・・ ５

（用語説明）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ６

令和7年度市町村決算　健全化判断比率等の概要

1　健全化判断比率

⑴ 実質赤字比率

○ 早期健全化基準（標準財政規模に応じ11.25%～15%）以上の団体はありません。
○ 実質赤字額が生じた団体もありません。

＊実質赤字比率･･･ 地方公共団体の普通会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の程度を示すものです。

⑵ 連結実質赤字比率

○ 早期健全化基準（標準財政規模に応じ16.25%～20%）以上の団体はありません。
○ 連結実質赤字額が生じた団体もありません。

＊連結実質赤字比率･･･ 普通会計に公営事業会計の収支を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の程度を示すものです。

⑶ 実質公債費比率

○ 早期健全化基準（25%）以上の団体はありません。

＊実質公債費比率･･･ 借入金（地方債）の返済額及びこれに類する額の大きさを指標化し、財政運営の悪化の程度を示すものです。

⑷ 将来負担比率

○ 早期健全化基準（350%）以上の団体はありません。

＊将来負担比率･･･ 普通会計の借入金（地方債）や将来支払う予定にある退職手当負担金等の大きさを指標化し、将来の財政運営への見通しを示すものです。

２　資金不足比率

（1） 経営健全化基準（資金不足比率20%）以上の公営企業会計　：１会計

伊平屋村船舶運航事業特別会計　：　22.9%

伊平屋村船舶運航事業特別会計においては、当該航路にかかる欠損補助の受け入れ時期（５月）と決算時期（３月）の違い等により一時的な資金不足が生じたことから、資金不足比率が基準以上となりました。

※　資金不足比率が経営健全化基準（20%）以上の公営企業を有する地方公共団体は、原則として議会の議決を経て経営健全化計画を策定する必要がありますが、前年度の資金不足比率が20%未満であり、翌年度の資金不足比率が20%未満となることが確実と認められるときは、経営健全化計画の策定を要しません。

（2） その他資金不足が生じた公営企業会計（※基準未満）はありません。
（令和6年度決算：2会計）

＊　資金不足比率・・・　公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の程度を示すものです。

３　まとめ

○　健全化判断比率は、財政の早期健全化や再生の観点から最低限必要な指標として、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」で定められています。

○　令和７年度決算に基づく健全化判断比率において、県内市町村で早期健全化基準以上の団体はありません（令和６年度決算も同じ）。

○　令和７年度決算に基づく資金不足額がある公営企業会計は１会計（令和６年度決算：２会計）。経営健全化基準以上の団体は１団体（令和６年度決算：該当なし）　。

○　全ての市町村等においては、引き続き健全で持続可能な財政運営への不断の取組が必要であり、特に公営企業においては、公営企業会計の適用や経営戦略の策定・改定など経営基盤の強化に向けた取組が求められております。

資料1　県内市町村の令和７年度決算に基づく健全化判断比率

（単位：％）

連番	団体名	標準財政規模（百万円）	実質赤字比率	実質赤字比率 早期健全化基準	連結実質赤字比率	連結実質赤字比率 早期健全化基準	実質公債費比率（早期健全化基準25％）	将来負担比率（早期健全化基準350％）
1	那覇市	79,571	－	11.25	－	16.25	7.1	52.8
2	宜野湾市	24,289	－	12.13	－	17.13	6.5	48.2
3	石垣市	16,675	－	12.67	－	17.67	7.1	62.3
4	浦添市	27,214	－	11.95	－	16.95	4.8	－
5	名護市	19,744	－	12.51	－	17.51	6.4	31.0
6	糸満市	14,848	－	12.79	－	17.79	9.0	21.0
7	沖縄市	35,266	－	11.60	－	16.60	5.6	31.3
8	豊見城市	15,098	－	12.77	－	17.77	9.3	85.9
9	うるま市	32,821	－	11.69	－	16.69	6.1	11.0
10	宮古島市	20,263	－	12.47	－	17.47	9.5	19.3
11	南城市	13,389	－	12.91	－	17.91	6.5	－
12	国頭村	3,447	－	15.00	－	20.00	8.0	－
13	大宜味村	2,343	－	15.00	－	20.00	9.2	－
14	東村	1,806	－	15.00	－	20.00	8.0	－
15	今帰仁村	3,538	－	15.00	－	20.00	7.4	7.7
16	本部町	5,024	－	14.98	－	19.98	8.0	－
17	恩納村	3,842	－	15.00	－	20.00	5.3	－
18	宜野座村	2,842	－	15.00	－	20.00	9.5	－
19	金武町	4,251	－	15.00	－	20.00	4.3	－
20	伊江村	3,079	－	15.00	－	20.00	5.8	－
21	読谷村	9,550	－	13.41	－	18.41	11.5	－
22	嘉手納町	4,904	－	15.00	－	20.00	2.0	－
23	北谷町	8,541	－	13.62	－	18.62	3.3	－
24	北中城村	5,108	－	14.93	－	19.93	5.3	33.8
25	中城村	5,639	－	14.62	－	19.62	4.9	42.0
26	西原町	8,172	－	13.71	－	18.71	5.4	－
27	与那原町	5,028	－	14.98	－	19.98	8.5	64.9
28	南風原町	9,520	－	13.42	－	18.42	7.8	7.6
29	渡嘉敷村	943	－	15.00	－	20.00	2.9	－
30	座間味村	1,068	－	15.00	－	20.00	12.7	101.2
31	粟国村	841	－	15.00	－	20.00	15.8	164.4
32	渡名喜村	464	－	15.00	－	20.00	12.4	11.0
33	南大東村	1,511	－	15.00	－	20.00	7.7	－
34	北大東村	1,005	－	15.00	－	20.00	8.4	－
35	伊平屋村	1,427	－	15.00	－	20.00	8.7	103.3
36	伊是名村	1,465	－	15.00	－	20.00	7.1	28.2
37	久米島町	4,409	－	15.00	－	20.00	6.0	－
38	八重瀬町	8,462	－	13.64	－	18.64	7.3	－
39	多良間村	1,201	－	15.00	－	20.00	6.7	－
40	竹富町	4,317	－	15.00	－	20.00	8.4	－
41	与那国町	1,814	－	15.00	－	20.00	7.6	－
市平均							6.8	31.1
町村平均							6.9	－
市町村平均							6.9	13.1

（注）

１　実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「－」を 記載しています。

２　実質公債費比率と将来負担比率の平均値は、加重平均値です。

資料２　実質公債費比率及び将来負担比率の令和６年度との対比

（単位：％）

連番	団体名	標準財政規模（百万円）	実質公債費比率			将来負担比率		
			R7（確報値）	R6（確報値）	増減	R7（確報値）	R6（確報値）	増減
1	那覇市	79,571	7.1	8.1	△ 1.0	52.8	46.5	6.3
2	宜野湾市	24,289	6.5	6.3	0.2	48.2	21.3	26.9
3	石垣市	16,675	7.1	7.0	0.1	62.3	53.6	8.7
4	浦添市	27,214	4.8	5.0	△ 0.2	－	29.6	－
5	名護市	19,744	6.4	6.6	△ 0.2	31.0	35.0	△ 4.0
6	糸満市	14,848	9.0	9.2	△ 0.2	21.0	22.0	△ 1.0
7	沖縄市	35,266	5.6	5.8	△ 0.2	31.3	30.8	0.5
8	豊見城市	15,098	9.3	8.9	0.4	85.9	97.6	△ 11.7
9	うるま市	32,821	6.1	6.1	0.0	11.0	4.9	－
10	宮古島市	20,263	9.5	10.1	△ 0.6	19.3	18.2	1.1
11	南城市	13,389	6.5	6.2	0.3	－	－	－
12	国頭村	3,447	8.0	8.2	△ 0.2	－	－	－
13	大宜味村	2,343	9.2	8.4	0.8	－	－	－
14	東村	1,806	8.0	8.6	△ 0.6	－	－	－
15	今帰仁村	3,538	7.4	7.4	0.0	7.7	6.2	1.5
16	本部町	5,024	8.0	9.3	△ 1.3	－	3.8	－
17	恩納村	3,842	5.3	5.2	0.1	－	－	－
18	宜野座村	2,842	9.5	9.3	0.2	－	－	－
19	金武町	4,251	4.3	4.7	△ 0.4	－	－	－
20	伊江村	3,079	5.8	5.5	0.3	－	－	－
21	読谷村	9,550	11.5	6.4	5.1	－	－	－
22	嘉手納町	4,904	2.0	1.6	0.4	－	－	－
23	北谷町	8,541	3.3	4.0	△ 0.7	－	－	－
24	北中城村	5,108	5.3	5.5	△ 0.2	33.8	46.5	△ 12.7
25	中城村	5,639	4.9	5.1	△ 0.2	42.0	－	－
26	西原町	8,172	5.4	6.1	△ 0.7	－	1.7	－
27	与那原町	5,028	8.5	8.7	△ 0.2	64.9	73.9	△ 9.0
28	南風原町	9,520	7.8	8.5	△ 0.7	7.6	15.6	△ 8.0
29	渡嘉敷村	943	2.9	8.3	△ 5.4	－	－	－
30	座間味村	1,068	12.7	11.8	0.9	101.2	67.4	33.8
31	粟国村	841	15.8	11.9	3.9	164.4	186.7	△ 22.3
32	渡名喜村	464	12.4	11.0	1.4	11.0	－	－
33	南大東村	1,511	7.7	7.5	0.2	－	－	－
34	北大東村	1,005	8.4	8.2	0.2	－	－	－
35	伊平屋村	1,427	8.7	7.3	1.4	103.3	101.7	1.6
36	伊是名村	1,465	7.1	6.0	1.1	28.2	26.1	2.1
37	久米島町	4,409	6.0	5.5	0.5	－	－	－
38	八重瀬町	8,462	7.3	8.0	△ 0.7	－	－	－
39	多良間村	1,201	6.7	6.5	0.2	－	－	－
40	竹富町	4,317	8.4	7.8	0.6	－	－	－
41	与那国町	1,814	7.6	7.1	0.5	－	－	－
	市平均		6.8	7.2	△ 0.4	31.1	33.5	△ 2.4
	町村平均		6.9	6.6	0.3	－	－	－
	市町村平均		6.9	7.0	△ 0.1	13.1	12.4	0.7

(注)　1　将来負担比率が算定されない場合は、「－」を 記載しています。
　　2　実質公債費比率と将来負担比率の平均値は、加重平均値です。

資料３

県内市町村等公営企業の令和７年度決算に基づく資金不足比率

（単位：%）

団体名	特別会計の名称		資金不足比率	
		事業区分		経営健全化基準
伊平屋村	船舶運航事業特別会計	交通	22.9	20.0

（注）　資金不足が生じた公営企業会計のみ記載しています。

【用語説明】

一般会計等

地方公共団体財政健全化法における実質赤字比率の対象となる会計で、地方公 共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のものが該当します。これは、地方財政統計で用いられている普通会計とほぼ同様の範囲ですが、地方財政統計で行っているいわゆる「想定企業会計」など、一の会計を区分することはしません。

標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税等を加算した額をいいます。

健全化判断比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の４つの財政指標の総称です。地方公共団体は、この健全化判断比率のいずれかが一 定基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければなりません。

健全化判断比率は、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものであるとともに、他団体と比較することなどにより、当該団体の財政状況を客観的に表す意義を持つものです。

実質赤字額

当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支から、 翌年度に繰り越すべき継続費逓次繰越や繰越明許費繰越等の財源を控除した額をいいます。

実質赤字額がある団体を通常「赤字団体」と呼んでいます。

連結実質赤字比率

公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率です。

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額※に対する比率です。

借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえます。

地方公共団体財政健全化法の実質公債費比率は、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられる地方財政法の実質公債費比率と同じです。

※ 標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額 （将来負担比率において同じ。）。

将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。

地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

早期健全化基準

地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて定められた数値です。

財政再生基準

地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値です。

公営企業(法適用企業・法非適用企業)

公営企業とは地方公共団体が経営する企業であり、法適用企業と法非適用企業に分類されます。地方公共団体財政健全化法においては、地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業を法適用企業、地方財政法第６条の規定により特別会計を設けて事業の経理を行っている公営企業であって法適用企業以外のものを 法非適用企業と定義しています。

法適用企業には、地方公営企業法の全部を適用することが法律で定められている上水道、工業用水道、軌道、鉄道、自動車運送、電気(水力発電等)、ガスの７事業、法律により財務規定等を適用するように定められている病院事業(以上、当然適用事業)、及び条例で地方公営企業法の全部又は財務規定等を任意で適用する事業(任意適用事業)があります。

法非適用事業には、交通（船舶）、簡易水道、港湾整備、観光施設、宅地造成、公共下水道事業等がありますが、沖縄県は、全ての簡易水道及び公共下水道事業について法適用事業に移行しています。

公営企業の経理は特別会計を設けて行うこととされており、その特別会計を公営企業会計といいます。法適用企業の公営企業会計は、企業会計方式により経理が行われ、法非適用企業は、一般会計と同様、地方自治法に基づく財務処理が行われます。

資金の不足額

公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもので、法適用企業については流動負債の額から流動資産の額を控除した額を基本として、法非適用企業について は一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額を基本としています。

資金不足比率

当該地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率です。公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と 比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

経営健全化基準

地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基 準として、資金不足比率について定められた数値です。